

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-523528(P2001-523528A)  
 【公表日】平成13年11月27日(2001.11.27)  
 【出願番号】特願2000-521874(P2000-521874)  
 【国際特許分類】

**A 6 1 F 2/02 (2006.01)**

**A 6 1 L 27/00 (2006.01)**

**C 0 4 B 35/447 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 F 2/02

A 6 1 L 27/00 U

A 6 1 L 27/00 Z

C 0 4 B 35/00 S

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月19日(2005.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 コア及びその上に付与された表面層からなる材料製のインプラント素子又は他の医療用部材であって、前記層がインプラント素子の形状寸法及びトポグラフィがコア材料によって決定されるほど薄く、かつ高度の強度及び周囲組織に対する好適な生物学的反応を有する場合において、前記表面層が熱間等静圧圧縮成形によって強化されており、基礎破壊力学方程式に従って表面層の厚さが方程式  $K_{Ic} = Y c^{1/2}$  中の  $c$  よりも小さくなるように寸法決定されていること(但し、式中  $K_{Ic}$  は破壊靱性であり、 $Y$  は位置及び形状係数であり、 $c$  は致命欠点寸法であり、 $K_{Ic}$  は実際の材料及び選択された設計応力についての許可応力である)を特徴とするインプラント素子又は他の医療用部材。

【請求項2】 表面層が少なくとも0.005マイクロメートル、好ましくは少なくとも0.30マイクロメートルの厚さを有することを特徴とする請求項1のインプラント素子。

【請求項3】 表面層が瞬間破壊に関して30マイクロメートルより小さい、好ましくは5マイクロメートルより小さい平均厚さを有することを特徴とする請求項2のインプラント素子。

【請求項4】 表面層が疲れに関して10マイクロメートルより小さい、好ましくは5マイクロメートルより小さい平均厚さを有することを特徴とする請求項2のインプラント素子。

【請求項5】 表面層が0-50容量%の範囲内の生物学的に好ましい相の含有量で燐酸カルシウムを含有する材料に関して10マイクロメートルより小さい、好ましくは2マイクロメートルより小さい平均厚さを有することを特徴とする請求項2のインプラント素子。

【請求項6】 表面層が50-100容量%の範囲内の生物学的に好ましい相の含有量で燐酸カルシウムを含有する材料に関して5マイクロメートルより小さい、好ましくは1マイクロメートルより小さい平均厚さを有することを特徴とする請求項2のインプラント素子。

ト素子。

【請求項 7】 表面層がある種の燐酸カルシウム、好ましくはアパタイト又は生物学的に活性なガラスを、好ましくは 30 - 50 容量%の範囲で含み、及び腐蝕耐性マトリックス相、好ましくは Ti, TiO<sub>2</sub> 又は他の Ti 化合物を含むことを特徴とする請求項 1 のインプラント素子。

【請求項 8】 表面層が酸化物、好ましくは二酸化チタン、酸化ジルコニウム、又は酸化タンタルからなることを特徴とする請求項 1 のインプラント素子。

【請求項 9】 コア材料が金属又はセラミックの構成材料からなることを特徴とする請求項 1 のインプラント素子。

【請求項 10】 コア材料がチタン、ジルコニウム又はそれらの合金の一つ、好ましくは Fe ベースの又は Co ベースの合金からなることを特徴とする請求項 9 のインプラント素子。

【請求項 11】 表面層の強化が 1000 より下の、好ましくは 900 より下の温度で行われることを特徴とする請求項 1 のインプラント素子。

【請求項 12】 表面層が二以上の層で付与されており、下方の層の組成が外部層よりも低い含有量で生物学的に好ましい相を持つことを特徴とする請求項 11 のインプラント素子。

【請求項 13】 マトリックス相及び生物学的に好ましい相が微細構造を有しており、そこではインプラント表面に対して直角での個々の粒子又はガラス相の長さが 1 マイクロメートルより小さい、好ましくは 0.4 マイクロメートルより小さいことを特徴とする請求項 11 のインプラント素子。